

## 恵那市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

### (目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における岐阜県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や脱炭素社会の実現、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、公共施設等のうち、市が事業主体となり建設する学校、福祉施設、医療施設、スポーツ文化施設、庁舎等の建築物及び工作物、土木構造物をいう。
- (2) 「建築工事」とは、建築物を新築、増築及び改築することをいう。（大規模改修を含む）
- (3) 「土木工事」とは、道路、林道、公園、河川及び水道等の土木構造物に係る公共工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、屋根等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (5) 「木質化」とは、市有施設の天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

### (基本方針)

第3 市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、市有施設の建築工事及び土木工事等の実施にあたっては、岐阜県産木材の利用に努める。

また、市内の公共施設以外の建築物等において、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう働きかけるものとする。

### (市有施設の建築工事における木材利用目標)

第4 市有施設の建築工事にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化に努める。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などの規定により、木造化すること

が困難な施設。

(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

(3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築工事にあたっては、木造、非木造に関わらず、木質化に努める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、岐阜県産木材の使用に努める。

(市有施設の備品等における木材利用目標)

第5 市有施設において、机、椅子等の備品等には、岐阜県産木材を用いた製品の使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第6 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(市有施設の土木工事における木材利用目標)

第7 市有施設の土木工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で、木材利用に適する工事等について、間伐材等の岐阜県産木材及び岐阜県産木材を用いた製品の使用に努める。

(PR 及び普及)

第8 市及び市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、普及啓発に努める。

(留意事項)

第9 この方針の運用にあたっては、コスト、耐久性、維持管理、地場産業振興等に留意した上で木材利用の判断を行うものとする。

(木材利用を推進する市有施設等)

第10 木造化・木質化を推進する市有施設の建築工事及び土木工事等は、別紙1のとおりとする。

(附則)

この方針は、平成30年4月1日から適用する。

この方針は、令和5年9月29日から適用する。

(別紙1)

木材利用を推進する市有施設等の対象施設及び実施箇所等

(1) 木造化を推進する施設

	対 象
すべての施設	法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物

(2) 木質化を推進する施設

木質環境を整備する事により、健康で快適な居住空間の創出が特に期待できる非木造施設を対象とする。

	対 象	木質化を図る箇所
教育施設	学校等の教室・廊下等、体育館	床からの高さ 1.2m 以内の腰壁、床等
福祉施設	児童福祉施設等の共有室等	
医療施設	診療所、病院の待合室等	床からの高さ 1.2m 以内の腰壁等
庁舎	庁舎のロビー等	
文化施設	公民館、図書館、資料館等のホール等	
その他施設	室内、廊下等	

(3) 県産木製品の導入を推進する施設

岐阜県産木材を原材料にした備品等を対象とする。

	対 象	参 考
教育施設	学校の机・椅子等	備品の更新時に併せて導入する
その他の施設	ロビーの椅子・テーブル、サイン等	

(4) 土木工事において県産材の利用を推進する施設

木材の利用が可能な以下の施設（工法）を対象とする

	対 象	参 考
道路施設	架設防護柵、花壇等	
河川施設	木工沈床、木柵等	
砂防施設	防護柵（架設含）、木柵等	
農業施設	防護柵（架設含）、木柵等	
林道施設	丸太伏工、木柵、アスカーブ等	
治山施設	筋工、法面保護工、残存型枠等	
その他共通	型枠、工事看板、バリケード等	